

横須賀消防マスコットキャラクターのイラスト使用に関する要綱

〔 令和 8 年 4 月 1 日 〕
〔 消 防 長 通 知 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横須賀消防マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）のイラストを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(権利)

第 2 条 キャラクターに関する一切の権利は、横須賀市消防局（以下「消防局」という。）に帰属する。

(使用目的)

第 3 条 キャラクターは、消防局の事業や取組みに関する広報、消防局のイメージ向上のために使用するものとする。

(使用申請)

第 4 条 キャラクターを使用するときは、事前に消防局長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当するときはこの限りではない。

- (1) 横須賀市が広報又はこれに準ずる業務の目的で使用するとき
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき
- (3) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき
- (4) その他消防局長が認めるとき

2 前項の承認を受けようとする者は、使用申請書（第 1 号様式）に次の書類を添えて、消防局長へ提出しなければならない。

- (1) キャラクターの使用状況がわかる完成見本等
- (2) その他消防局長が必要と認める書類

(使用承認)

第 5 条 消防局長は、前条の使用申請があったときは、その内容を審査し、その使用目的が第 3 条に定める使用目的に合致すると認めたときは、使用の承認をするものとする。

2 前項の承認に当たり消防局長が必要と認める場合には、使用方法その他について、条件を附することができる。

3 消防局長は、第 1 項に規定する使用の承認を行ったときは、使用承認通知書（第 2 号様式）により申請者へ通知するものとする。

(使用の不承認)

第 6 条 キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するとき、又はそのおそれがあるとき
- (2) 消防局及び横須賀市の信用又は品位を害するとき、又はそのおそれがあるとき
- (3) 特定の企業又は商品等を支援し、推奨し、若しくは宣伝し、又はそのおそれがあるとき

るとき

- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき
- (5) キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき
- (6) キャラクターのイメージを損なうとき、又はそのおそれがあるとき
- (7) キャラクターの本質的特徴を著しく変形したもの、その他、使用が適当でないと思われるとき
- (8) その他消防局長が不相当と認めるとき

2 消防局長は前項の規定により使用を承認しないときは、使用不承認通知書（第3号様式）により申請者へ通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第7条 キャラクターを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 原則としてデザインの変形や色の変更をしないこと。ただし、イラストの本質的特徴を変形しない範囲で、服装等の変更については可とする。服装の変更については、消防業務を遂行する際に着用する被服や装備に限る。
- (2) イラストを縮小及び拡大により倍率を変更する場合は、縦横比率が変わらない方法で使用する。
- (3) 原則として、キャラクターに近接して『横須賀消防マスコットキャラクター』の文字を表記すること。

2 第5条の規定による使用承認を受けた団体等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた使用内容のみに使用すること。
- (2) 承認に関わる物品等の完成品を消防局へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難な場合は、その写真等の提出をもって、完成品の提出に替えることができるものとする。
- (3) 第5条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

（使用料）

第8条 キャラクターの使用料は、無料とする。

（承認期間）

第9条 承認期間は使用承認通知書を受けた日から1年間とする。ただし、消防局長が認める場合は、この限りでない。

（使用内容の変更）

第10条 使用者は、使用内容を追加し、又は変更しようとする場合は、新たに使用申請書（第1号様式）を消防局長へ提出し、その承認を受けなければならない。ただし、消防局長が軽微な変更であると認め、変更の届出を要しないと判断した場合は、この限りではない。

2 消防局長は前項に規定する申請があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、使用承認通知書（第2号様式）によりを用者に通知するものとする。

（使用承認の取消等）

第11条 消防局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、使用者に対し、その使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、使用者は直ちにその請求等に従わなければならない。

（1）使用者がこの要綱に違反したとき

（2）使用者が第5条又は第9条による使用承認に附した条件に違反したとき

（3）申請書の内容に虚偽が認められるとき

（4）その他キャラクターの使用内容が不相当であると認められるとき

2 消防局長は、前項により使用承認を取り消すときは、使用承認取消通知書（第4号様式）により使用者に通知するものとする。

3 消防局は、第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 消防局長は、使用者にキャラクターの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

（使用の非独占制等）

第12条 使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクターを使用する権利を附与するものではない。

2 使用承認は、使用者、使用イベント等について消防局の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第13条 横須賀市は、この要綱に定める申請に要した費用及び使用に関わる経費又は役務を負担しない。

（損害等の責任）

第14条 横須賀市はキャラクターの使用を承認したことに起因する損害等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクターの使用により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、その責任において処理しなければならない。

3 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により横須賀市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を横須賀市に賠償しなければならない。

（管理）

第15条 キャラクターの使用管理及び本要綱に関する事務等は、消防局総務課で執り行う。

（その他の事項）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条第2項）

横須賀消防マスコットキャラクター使用申請書

年 月 日

消 防 局 長 様

（申請者）所在地
団体名
代表者名

下記のとおり横須賀消防マスコットキャラクターを使用したいので、申請します。

使用期間	
使用目的・用途	
申請の事業概要等	
担当者名 連絡先	
申請区分	新規・変更

- （1）事業概要がわかる企画書、見本等を添付してください。
- （2）変更の場合は、変更内容がわかる資料を添付してください。

第2号様式（第5条第2項）

年 月 日

所在地

団体名

代表者名

横須賀市消防局長

横須賀消防マスコットキャラクター使用承認通知書

年 月 日付で申請がありました横須賀消防マスコットキャラクターの使用を下記のとおり承認します。

承認番号	
使用期間	
使用目的・用途	
使用条件	
備 考	※承認に関わる物品等の完成品を消防局へ提出してください。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用してください。
- (2) 提出した申請内容に変更が生じた場合は、使用申請書を改めて提出してください。

第3号様式（第6条第2項）

年 月 日

所在地

団体名

代表者名

横須賀市消防局長

横須賀消防マスコットキャラクター使用不承認通知書

年 月 日付で申請がありました横須賀消防マスコットキャラクターの使用について、下記の理由のため承認できません。

理 由	
-----	--

第4号様式（第11条第2項）

年 月 日

所在地

団体名

代表者名

横須賀市消防局長

横須賀消防マスコットキャラクター等使用承認取消通知書

年 月 日付承認番号（ ）で承認した横須賀消防マスコットキャラクターの使用を下記のとおり取消します。

承認取消理由	
--------	--